

社団法人日本気象学会 2012 年度臨時総会資料

日時：2012 年 12 月 26 日（水） 12:00～13:00

場所：気象庁

議案 1 公益社団法人日本気象学会定款（案）（2012 年 5 月 28 日総会決議）の一部修正について

標記定款（案）中第 26 条第 1 項及び第 2 項、第 28 条第 4 項並びに第 38 条第 1 項を次のとおり修正する。

第26条 役員に欠員が生じた場合には、新たに役員を補欠として選任することができる。この場合、その手続きについては、第22条第1号を準用する。

2 役員が欠けた場合又は第 21 条で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、それぞれ新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第 28 条

4 理事長及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

第 38 条 学会の財産を分けて、基本財産及び運用財産の 2 種とする。基本財産は第 2 章で定めた学会の目的を達するための事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産であり、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。運用財産は、基本財産以外の資産とする。寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

議案 2 公益社団法人日本気象学会細則（案）（2012 年 5 月 28 日総会決議）の一部修正について

標記細則（案）中第 23 条及び第 24 条を次のとおり修正する。

第 23 条 定款第 26 条第 1 項に規定する役員の数に欠員の補欠の選任は、理事又は監事の在任者が、定款第 21 条において定めた定数を下回った場合に行う。

第24条 理事会は、社員総会に補欠の役員候補者につき議案を提出する際には、第22条に基づき実施された役員候補者選挙の結果等を勘案するものとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了時までとする。

説明資料 1 定款案および細則案に対する公益認定等委員会指摘事項

1. 定款案第 26 条 1 項

現行定款案では、補欠として選任するのか普通に選任するのか不明である。同第 25 条 3 項によれば、補欠として選任し、その任期を短縮させる意図が読み取れることから、第 26 条 1 項は「補欠として」選任する場合であることを明確にする必要がある（関連法規：一般社団・財団法人法第 66 条及び第 67 条 2 項）。

2. 定款案第 26 条 2 項

退任した役員がなお権利義務を有するのは、役員が欠けた場合又は役員員の員数が欠けた場合に限定されている（一般社団・財団法人法第 75 条 1 項）。本法人の場合、理事が 14 名以下、監事がゼロになった場合が該当する。

現行案にある「欠員が生じた場合」を、本法人が一般社団・財団法人法と同じ意味で使用していれば問題ないが、現行細則案第 23 条をみると、欠員補充は（定款上の定員の範囲内で）理事会が定めた定数を下回った場合に行うことが読み取れることから、法律上適用できないケースも含めて任期を短縮しようとしていることになり、不適切であることから、修正が必要である。

3. 定款案第 28 条 4 項

一般社団・財団法人法第 91 条 2 項における表現と平仄を合わせる必要があることから、「毎事業年度に」を削除する。

4. 定款案第 38 条 1 項

社団法人については基本財産について定めた根拠法令はないが、財団法人では、単に「毎年度の財産目録に基本財産と表示する財産」とだけ定款に定めるのは不適切としており（FAQ VI 3 ②の注 1）、社団法人についてもあまり望ましい定め方ではない。

本法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会（又は総会）で定めた財産を基本財産とすると修正する必要がある。

5. 細則案第 23 条及び第 24 条

定款案の修正指摘事項に関連する、細則案の関連条文を修正する必要がある。

説明資料 2 現行案と修正案対照表

定款案

現行案	修正案
<p>(欠員)</p> <p>第26条 役員に欠員が生じた場合には、新たに役員を選任することができる。この場合、その手続きについては、第22条第1号を準用する。</p> <p>2 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、それぞれ新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>3 略</p>	<p>(欠員)</p> <p>第26条 役員に欠員が生じた場合には、新たに役員を補欠として選任することができる。この場合、その手続きについては、第22条第1号を準用する。</p> <p>2 役員が欠けた場合又は第21条で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、それぞれ新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>3 略</p>
<p>第28条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>第28条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</p>
<p>(資産の種類)</p> <p>第38条 学会の財産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。基本財産は、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。運用財産は、基本財産以外の資産とする。寄附金品であって、寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(資産の種類)</p> <p>第38条 学会の財産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。基本財産は、<u>第2章で定めた学会の目的を達成するための事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産</u>であり、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。運用財産は、基本財産以外の資産とする。寄附金品であって、寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。</p> <p>2～3 略</p>

細則案

現行案	修正案
<p>(欠員)</p> <p>第23条 定款第26条第1項に規定する欠員の補充は、理事又は監事の在任者が、定款第21条において理事会が定めた定数を下回った場合に行う。</p> <p>第24条 理事会は、社員総会に欠員補充役員候補者につき議案を提出する際には、第22条に基づき実施された役員候補者選挙の結果等を勘案するものとする。</p> <p>2 補充の理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了時までとする。</p>	<p>(欠員)</p> <p>第23条 定款第26条第1項に規定する役員欠員の補欠の選任は、理事又は監事の在任者が、定款第21条において定めた定数を下回った場合に行う。</p> <p>第24条 理事会は、社員総会に補欠の役員候補者につき議案を提出する際には、第22条に基づき実施された役員候補者選挙の結果等を勘案するものとする。</p> <p>2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了時までとする。</p>